

高知県立大学職員兼業細則

(目的)

第1条 この細則は、高知県立大学法人職員就業規則第9条に定める兼業について、高知県立大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員の兼業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「兼業」とは、対価及び実費弁償等の有無にかかわらず、職員が事業を営み、その職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事することをいう。

(兼業の許可)

第3条 兼業をしようとする職員は、兼業依頼・申請・承諾書（様式第1号）により、事前に学長の許可を受けなければならない。

2 学長は兼業の許可を与える際、あらかじめ学部長等の意見を聴くことができる。

(兼業の許可の制限)

第4条 学長は、兼業が次のいずれかに該当すると認めるときは、原則として許可しないこととする。

(1) 職員の職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合

(2) 大学と兼業先との間に、特定の契約関係その他特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合

(3) 職員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障を生ずるおそれがある場合

(勤務時間の取り扱い)

第5条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外（勤務時間の割振り変更により勤務時間外となる場合を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認める場合で、学長が必要と認めるときは、勤務時間を割いて兼業を行うことができる。

(1) 職員の職務と密接に関連する場合

(2) 地域及び社会への貢献となる場合

3 前項の規定により勤務時間を割いて兼業に従事し、報酬を得た場合は、勤務しなかった時間の給与を減額するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の審議会等の委員等特に公益性が高いと学長が認める兼業の場合には、これを職務とみなし給与の減額を行わないものとする。

(兼業の期間)

第6条 兼業の期間は、原則として1年以内、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。なお、兼業の期間は更新することができる。

第7条 削除

(兼業の許可の取消し等)

第8条 学長は、この規程に基づき許可をした後において、事業の変更その他の事由により第4条の各号のいずれかに該当すると認める場合又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認める場合は、その許可を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第9条 学長は、必要に応じて、許可を与えた職員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(法人の免責)

第10条 兼業による事故及び災害については、大学は一切その責任を負わない。

(委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
(派遣職員の特例)
- 2 この細則にかかわらず、公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律50号)第2条第1項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)第2条第1項第2号の規定に基づき高知県公立大学法人に派遣された職員については、営利企業等の従事制限の基準に関する規則(昭和26年高知県人事委員会規則第3号)の規定を優先して適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 兼業依頼・申請・承諾書